

石巻市職員の人事行政運営などのあらまし

令和3年度における本市職員の任免、勤務、処分、給与などの人事行政の運営などの状況について、市民の皆さんに広く知っていただくため、そのあらましをお知らせします。なお、詳しくは、市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。 関 人事課(内線4066)

1 職員の任免に関する状況

(1)採用者の状況(一般職)

ア 一般行政職	29人(行政23人、保健師2人、栄養士2人、社会福祉士1人、保育士1人)
イ 一般行政職(任期付)	19人(行政1人、保育士18人)
ウ 一般行政職(再任用)	27人(行政22人、保健師3人、栄養士1人、保育士1人)
エ 労務職(再任用)	6人
オ 医療職	9人(医師5人、看護師4人)
カ 医療職(再任用)	1人(看護師1人)
キ 教育職	10人(市立高等学校教諭7人、指導主事3人)

(2)職員の退職に関する状況(一般職)

令和3年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

定年退職	勤奨退職	普通退職	任期満了	分限免職	懲戒免職	死亡退職	左記以外事由	合計
43人	9人	43人	48人	0人	0人	4人	1人	148人

(3)昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主任主事級	主任労務級	合計
9人	15人	15人	27人	9人	47人	13人	135人

(4)障害者の任用状況

令和3年6月1日現在の身体などに障害のある職員の任用状況は、次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特別障害者数	合計
2,200.5人	29.5人	31人	60.5人

2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。基本的に全ての一般職員を対象としており、評価の種類は、業績評価および能力評価となっています。本人参画型の評価制度とするため、評価者の評価前に職員が自己申告を行っています。

人事評価制度は、仕事の成果(業務目標の達成度)や顕在化した能力を期間ごと(業績評価:半年、能力評価:1年)に評価することで、職員が自身の強み・弱みを客観的に把握し、主体的な職務遂行の実現や自己啓発の促進が図られるようになるなど、人材育成と組織体制の強化から行政サービスの向上につなげるマネジメントツールの1つとして活用されています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例などで定めています。

(1)勤務時間および休憩時間の状況(令和3年4月1日現在)

ア 1週間の勤務時間	38時間45分	イ 開始時刻	午前8時30分
ウ 終了時刻	午後5時	エ 休憩時間	正午~午後0時45分

(2)年次有給休暇の取得状況

区分	平均取得日数
市長の事務部局	11日 41分
教育委員会の事務部局	11日7時間12分
その他	11日7時間26分
平均	11日1時間42分

(3)時間外勤務および休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	275,747時間
職員1人当たり時間外・休日勤務時間数	201.13時間

(4)病気休暇 職員が疾病にかかり、または負傷を受け、そのための療養をするときは、療養のための休暇を取得することができます。

(5)特別休暇 結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(6)育児休業等取得の状況(令和3年度に取得した者。()内は年度中に新たに取得した者)

育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
66人(30人)	48人(19人)	0人(0人)

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合などにおいて、公務能率の維持および適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

ア 降任	0人	イ 免職	0人	ウ 休職	17人	エ 降給	0人
------	----	------	----	------	-----	------	----

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令違反や職務上の義務違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、一定の義務違反を行った職員に対して、公務の規律と秩序維持を目的として行われる処分です。

ア 戒告	3人	イ 減給	1人	ウ 停職	0人	エ 免職	0人
------	----	------	----	------	----	------	----

5 職員の退職管理の状況

(1)退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業などの地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関などの組織に対し、営利企業などとの間で締結される売買、賃貸、請負などの契約などに関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼などがあつた場合、公平委員会に届け出なければなりませんとされています。

市では適正な退職管理のため、市職員の退職管理に関する規則を定め、職務の公平な執行および住民の信頼確保に努めています。

(2)承認申請書および再就職者による依頼などの届出件数

ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数	0件
イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼などの届出件数	0件

6 職員の福祉および利益の保護の状況

- (1)職員の健康診断の状況 定期健康診断、人間ドック、各種がん検診などを実施しています。
- (2)公務災害補償の状況 地方公務員災害補償基金宮城県支部に加入 発生5件 認定5件(うち公務災害4件、通勤災害1件)

7 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(令和3年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和2年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和2年度の人件費率
140,068人	156,977,288千円	5,032,107千円	11,608,806千円	7.4%	6.9%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況(令和3年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,330人	5,272,205千円	1,168,662千円	1,997,173千円	8,438,040千円	6,344千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。※職員数には病院などの公営企業会計に属する職員や、国民健康保険などの公営事業に従事する職員は含まれません。

(3)職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	石巻市	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	短大卒	163,100円	169,800円	163,100円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円

(4)一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	主査・主任主事	主幹	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	88人	86人	317人	120人	168人	89人	29人	23人	920人
構成比(下段は1年前)	9.6%	9.3%	34.5%	13.0%	18.3%	9.7%	3.1%	2.5%	100.0%
	11.1%	10.7%	32.5%	15.3%	15.0%	10.1%	2.8%	2.5%	100.0%

※1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,151円	399,166円	45.1歳	306,612円	327,476円	53.6歳

(6)職員手当の状況(令和3年度決算状況または令和3年4月1日現在)

区分	1人当たりの平均支給額または支給単価	国の制度との異同	備考
期末・勤勉手当	1,367千円	同	
退職手当	自己都合等 2,800千円 勤奨・定年 20,827千円	同	1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
地域手当	595,587円	同	医師16%、仙台市在勤職員6% 市立病院、牡鹿病院を除きます。
特殊勤務手当	355,129円 【手当支給職員数割合7.1%】	異(手当種類19種)	市立病院、牡鹿病院を除きます。
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、配偶者以外の親族6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	
住居手当	・月額27,000円以下の家賃の場合 家賃月額から16,000円を控除した額 ・月額27,000円を超える家賃の場合 家賃月額から27,000円を控除した額の2分の1(限度額17,000円)に11,000円を加算した額	同	
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(片道2km以上) 2,000円~31,600円	同	
時間外勤務手当	524千円	同	市立病院、牡鹿病院を除きます。

(7)特別職の報酬などの状況(令和3年度)

区分	給料月額等		
給料	市長 1,000,000円	副市長 811,000円	教育長 705,000円
議員報酬	議長 545,000円	副議長 481,000円	議員 444,000円
期末手当	市長・副市長 (支給割合) 年間 3.25月 加算措置 有 議長・副議長・議員 (支給割合) 年間 3.25月 加算措置 有		
退職手当	市長 (算定方式) 100分の44×在職月数 (支給時期) 任期毎に支給	副市長 (算定方式) 100分の26×在職月数 (支給時期) 任期毎に支給	

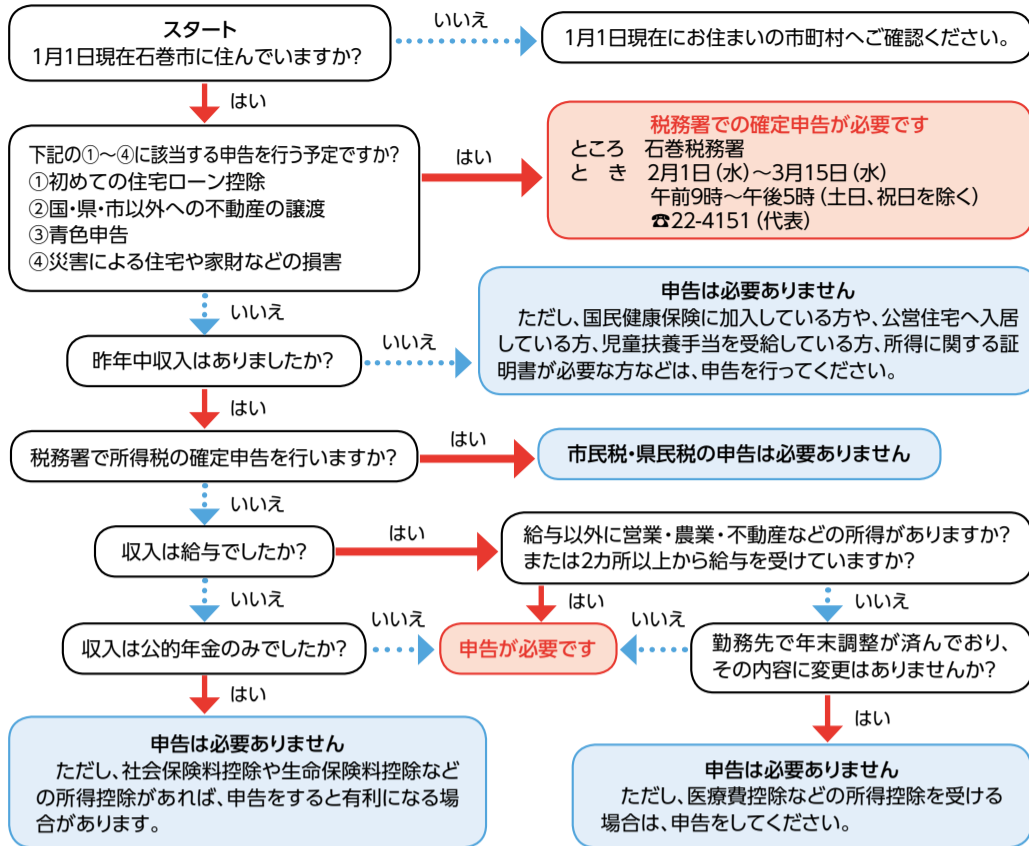
(8)職員定数および職員数(令和3年4月1日現在)

区分	定数	職員数
市長の事務部局(病院局を除く)の職員	1,600人	1,205人
病院局の職員	250人	239人
議会の事務局の職員	12人	11人
選挙管理委員会の事務局の職員	7人	6人
監査委員の事務局の職員	7人	6人
農業委員会の事務局の職員	11人	10人
教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	200人	151人
教育委員会の所管に属する学校の職員	165人	95人
合計	2,252人	1,723人

※上記表には、特別職を含みません。また、職員数には、自治法派遣職員(49人)を含みません。

令和5年度市民税・県民税申告のお知らせ

<市民税・県民税の申告が必要な方と不要な方>



<申告に必要なもの>

- 事業所得(営業等・農業)、不動産所得のあった方
→収入や経費などがわかる各種帳簿および領収書
円滑な申告相談のため、帳簿などは必ずまとめてくるようお願いします。
 - 給与所得、年金所得のあった方
→令和4年分の源泉徴収票または給与支払明細書
 - 次の領収書および証明書(令和4年中に支払ったもの)
→生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の支払証明書
→国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険料の領収書または証明書
・障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
・医療費控除を受ける方は次の2種類から選ぶことができます。
①通常医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または健康保険組合などから送られてくる医療費通知書(「医療費のお知らせ」)および保険などで補てんされた金額の明細書
必ず医療費の合計額を計算した上でお越してください。
②セルフメディケーション税制を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」必ず対象薬品などを確認し合計額を計算した上でお越してください。
※医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書やセルフメディケーション税制の領収書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管してください。税務署から求められたときは、提示または提出をしなければなりません。
 - 地方公共団体への土地建物の売却があった方 → 買取証明書など
 - 所得税の還付を受ける場合は、口座番号がわかるもの
 - 個人番号が確認できる証明書類および身元確認書類
(例:マイナンバーカード、通知カードと免許証など)
※身元確認ができない場合、申告を受け付けできません。
※同一世帯以外の方が代理で申告をする場合は委任状が必要です。
- ☎ 市民税課(内線3094~3098)

申告受付日程表

【石巻地区】

受付月日	受付時間	行政区
渡波地区(受付会場 渡波公民館)		
2月9日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	幸町、小竹浜、松原町、千刈田、大宮町 長浜町、栄田、三和町、浜松町
2月10日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	渡波町、榎壇 黄金浜、祝田、佐須
2月13日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	万石浦、万石町 塩富町、後生橋、宇田川町、流留
2月14日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時	うしお町、さくら町三・四丁目、際 鹿松、垂水町、表沢田、原
蛇田地区(受付会場 蛇田公民館)		
2月15日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	谷地(第1、第2) 谷地(第3)、福村、裏
2月16日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	向陽町(一丁目、二丁目) 向陽町(三丁目～五丁目)
2月17日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	丸井戸、中坪 わかば、あけぼの、あけぼの北、新谷地前
2月20日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	上 新下前沼、新橋、恵み野(東、西)
2月21日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時	東前沼、境谷地 あゆみ野、仲
2月22日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	沖、浜江場、のぞみ野(第1、第2) のぞみ野(第3、第4)
稲井地区(受付会場 稲井公民館)		
2月24日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	井内、高木 沼津、真野、裏沢田
2月27日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	水沼、美園 大瓜、南境
狹浜地区(受付会場 狹浜公民館)		
2月28日(火)	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時	月浦、狐崎浜、侍浜、狹浜、折浜、桃浦、福貴浦 牧浜、蛤浜、小橋浜、竹浜、鹿立浜
田代地区(受付会場 田代島開発総合センター)		
2月28日(火)	午前10時～11時30分 午後1時～2時30分	仁斗田、大泊
釜・大街道地区(受付会場 市役所5階市民サロン)		
3月1日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	上大街道(第1) 上大街道(第2、第3)
3月2日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	上釜 下大街道
3月3日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	下釜(第1、第2) 下釜(第3～第5)
山下地区(受付会場 市役所5階市民サロン)		
3月6日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	山下町、清水町、西山町 錦町、田道町、末広町、新橋
3月7日(火)	午前9時～11時	貞山
石巻地区(受付会場 市役所5階市民サロン)		
3月7日(火)	午後1時～4時	泉町
3月8日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	羽黒町、かどのわき(東、西)、旭町 宜山町、穀町、双葉町、大手町 中央、鏡銭場、南光町、明神山、門脇町、立町
3月9日(木)	午前9時～11時 午後1時～4時	日和が丘、住吉町、千石町 水明北、水明南
駅前・中里地区(受付会場 市役所5階市民サロン)		
3月10日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	駅前北通り、元倉 開北
3月13日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	中里 東中里、南中里
3月14日(火)	午前9時～11時	水押、水押公営住宅、大橋
湊・鹿妻地区(受付会場 市役所5階市民サロン)		
3月14日(火)	午後1時～4時	鹿妻北、伊原津、不動町
3月15日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	御所入、鹿妻公営住宅、鹿妻南、松並 八幡町、田町、緑町、吉野町、湊町、湊(東、西)

【河北地区】

受付会場 河北総合支所2階会議室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付月日	行政区
2月9日(木)	五味
2月10日(金)	飯野川上町、飯野川仲町、飯野川本町
2月13日(月)	成田
2月14日(火)	旧屋敷、元相野谷
2月15日(水)	中島上、中島下
2月16日(木)	中野、牧野巣
2月20日(月)	血貝、馬鞍
2月21日(火)	五十五人、沢田崎山
2月22日(水)	鶴家、岩崎
2月24日(金)	後谷地、吉野
2月27日(月)	飯野本地、飯野新田
2月28日(火)	川の上、二子南、二子西、二子東
3月1日(水)	針岡第一、針岡第二
3月3日(金)	針岡第一、針岡第二
3月6日(月)	福地
3月7日(火)	横川、谷地、入釜谷
3月8日(水)	北境、東福田、梨木舟渡
3月9日(木)	大土、大森
3月10日(金)	辻堂
3月13日(月)	三輪田上
3月14日(火)	三輪田中、三輪田下
3月15日(水)	河北地区予備日

【雄勝地区】

受付会場 雄勝総合支所1階会議室4
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

受付月日	地区名
2月15日(水)	名振
2月16日(木)	船越
2月17日(金)	荒
2月21日(火)	大須
2月22日(水)	大須
2月28日(火)	熊沢
3月1日(水)	羽坂、桑浜
3月7日(火)	立浜、大浜、小島、明神
3月8日(水)	雄勝中央、味噌作、原
3月9日(木)	船戸、唐桑、水浜、分浜、波板
3月13日(月)	
3月14日(火)	雄勝地区全域
3月15日(水)	

※該当地区の日程で都合が悪い場合は、日程表にある他の日程で申告を行ってください。

【河南地区】

受付会場 河南総合支所第2庁舎会議室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付月日	行政区
2月9日(木)	中山・上谷地、梅木
2月10日(金)	四家、谷地中
2月13日(月)	新田町
2月14日(火)	本町、曾波神
2月15日(水)	道的、三軒谷地
2月16日(木)	新田、砂押
2月17日(金)	柏木
2月20日(月)	町下
2月21日(火)	町上
2月22日(水)	中坪、山根
2月24日(金)	沢田・館
2月27日(月)	糠塚、しらさぎ台
2月28日(火)	青木、大番所、朝日
3月1日(水)	大沢、箱清水、小崎
3月2日(木)	表沢、俵庭
3月3日(金)	和洲山根、和洲町上
3月6日(月)	和洲町
3月7日(火)	箕入
3月8日(水)	根方、黒沢
3月9日(木)	駅前
3月10日(金)	定川、山崎
3月13日(月)	
3月14日(火)	河南地区全域(予備日)
3月15日(水)	

【桃生地区】

受付会場 桃生総合支所2階会議室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

受付月日	行政区
2月13日(月)	入沢、拾貴
2月14日(火)	太田西
2月15日(水)	小池
2月16日(木)	倉坪
2月17日(金)	深山、牛田
2月20日(月)	檜崎東・山田、檜崎西
2月21日(火)	永井
2月22日(水)	裏永井
2月24日(金)	城内館下
2月27日(月)	城内嶺
2月28日(火)	新田上
3月1日(水)	新田下
3月2日(木)	給人町上
3月3日(金)	給人町下
3月6日(月)	神取上
3月7日(火)	神取下
3月8日(水)	高須賀上、高須賀下
3月9日(木)	寺崎船場、寺崎上
3月10日(金)	寺崎下
3月13日(月)	中津山上
3月14日(火)	中津山下・四軒
3月15日(水)	桃生地区全域

【北上地区】

受付会場 北上総合支所等複合施設1階会議室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

受付月日	行政区
2月10日(金)	小室
2月13日(月)	大室
2月14日(火)	小泊、小指
2月15日(水)	相川
2月16日(木)	大指
2月17日(金)	小滝
2月20日(月)	長塩谷・白浜
2月21日(火)	吉浜・月浜
2月22日(水)	追波
2月24日(金)	
2月27日(月)	泉沢
2月28日(火)	
3月1日(水)	中原
3月2日(木)	
3月3日(金)	要害
3月6日(月)	大上
3月7日(火)	長尾
3月8日(水)	橋浦大須上、行人前
3月9日(木)	橋浦大須下
3月10日(金)	橋浦本地
3月13日(月)	
3月14日(火)	北上地区全域
3月15日(水)	

【牡鹿地区】

受付会場 牡鹿総合支所2階研修室
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
※2月14日(火)～16日(木)は網地島開発総合センターになります。

受付月日	行政区
2月13日(月)	谷川、大谷川、鮫浦
2月14日(火)	網地島(網地)
2月15日(水)	網地島(長渡)
2月16日(木)	網地島(網地、長渡)
2月20日(月)	泊
2月21日(火)	前網
2月22日(水)	寄磯
2月24日(金)	大原
2月27日(月)	小網倉
2月28日(火)	給分
3月1日(水)	小淵
3月2日(木)	新山
3月3日(金)	十八成
3月6日(月)	鮎川地区(1区)
3月7日(火)	鮎川地区(3区)
3月8日(水)	鮎川地区(5区)
3月9日(木)	鮎川地区(6区)
3月10日(金)	
3月13日(月)	
3月14日(火)	牡鹿地区全域
3月15日(水)	

●新型コロナウイルス感染症拡大防止について
・37.5℃以上の方は、申告受付をお断りさせていただきます。
・せき・くしゃみなど「かぜ」と思われる症状がある方や体調が優れない方は、申告会場への来場を控えてください。
・郵送申告の内容については、市ホームページをご確認ください。
・来場時の検温、手指のアルコール消毒、マスクの常時着用をお願いします。

●市役所会場へ車でお越しの方へ
庁舎に併設する立体駐車場は大変混雑することが予想されますので、ご了承ください。なお、駐車券は申告会場までご持参ください。

☎ 市民税課(内線3094~3098)
各総合支所市民福祉課

- 河北総合支所 ☎62-2113
- 雄勝総合支所 ☎57-2112
- 河南総合支所 ☎72-2093
- 桃生総合支所 ☎76-2111
- 北上総合支所 ☎67-2112
- 牡鹿総合支所 ☎45-2112